

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【公開番号】特開2020-31821(P2020-31821A)

【公開日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2018-160131(P2018-160131)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月29日(2021.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な特典が付与される第1の判定結果と、前記第1の判定結果よりも前記特典が得られない第2の判定結果と、の何れになるかを判定する特典判定手段と、

前記特典判定手段の判定結果を予測できない内容のファジー演出を実行し、前記判定結果に応じて、前記ファジー演出を途中で終了して前記判定結果を報知又は示唆する特典演出を行う第1演出パターンか、又は、前記特典演出を行わないまま前記ファジー演出を引き続き実行する第2演出パターンか、を選択して実行する演出実行手段と、を有する遊技機。

【請求項2】

前記演出実行手段は、前記判定結果が前記第2の判定結果となる場合には、前記第2演出パターンを選択する、請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記特典判定手段は、当否判定を行うと共に、その当たりに起因する前記特典について前記第1と第2の判定結果の何れになるかを判定し、

前記演出実行手段は、前記当否判定の結果の報知を演出するための報知演出を行い、前記第1演出パターンでは、前記特典演出を行ってから前記報知演出の全体を終了し、前記第2演出パターンでは、前記ファジー演出を引き続き実行して前記報知演出の全体を終了する、請求項1又は2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決するためになされた請求項1の発明は、遊技者にとって有利な特典が付与される第1の判定結果と、前記第1の判定結果よりも前記特典が得られない第2の判定結果と、の何れになるかを判定する特典判定手段と、前記特典判定手段の判定結果を予測できない内容のファジー演出を実行し、前記判定結果に応じて、前記ファジー演出を途中で終了して前記判定結果を報知又は示唆する特典演出を行う第1演出パターンか、又は、

前記特典演出を行わないまま前記ファジー演出を引き続き実行する第2演出パターンか、
を選択して実行する演出実行手段と、を有する遊技機である。